

○農林水産省告示第八百六十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第七の規定に基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号（オーストラリア産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣 赤松 広隆

一の（二）中「並びにミネオラ」を「、ミネオラ並びにグレープフルーツ」に改める。
六の（一）のイの次に次のように加える。
ウ、グレープフルーツについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなつた後引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。

生果実の中心部の温度		期 間
摂氏二・〇度	十八日間	
摂氏三・〇度	二十日間	